

答申第 1136 号

諮問第 1803 号

件名：資機材の単価見積の依頼書等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 3 欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 1 月 5 日付けで行った開示請求に対し、知事が同年 2 月 22 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 審査請求の併合について

審査請求人は、本件開示請求に係る 2 件の一部開示決定に対し審査請求をしているが、これらの審査請求は、審査請求の趣旨及び理由が類似であることから、審査請求に係る審理の促進及び手続の効率化のため、実施機関はこれら 2 件の審査請求を併合することとした。

### 4 実施機関の主張要旨

#### (1) 弁明書における主張

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### ア 本件行政文書について

本件行政文書は、別表 1 の 1 欄から 3 欄までに掲げる工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用する資機材の単価や労務費の計算等に用いられる積算歩掛の根拠とするため各事業者に見積書の提出を求める依頼書、事業者から提出された見積書及び当該見積書の内容の整理資料である。

公共工事の予定価格は、入札を行う際に、発注者側が工事予算の上限を示す金額であり、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 154 条第 2 項において「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行

期限の長短を考慮して適正に定めなければならない。」とされている。

また、愛知県建設局積算基準及び歩掛表【土木工事編】に基づき公共建設工事を発注する際の予定価格は、施工条件、社会・経済動向等を考慮し、実情に応じた適切な単価及び価格（設計単価表に記載の単価、物価資料による単価、個別特別調査による単価、見積り価格）を用いて算定することとしている。

単価及び価格のうち、設計単価表に記載の単価は、土木工事積算システムに登録されている単価で、物価資料による単価は、（一財）建設物価調査会発行 web 建設物価版、季刊デジタル土木コスト情報、（一財）建設調査会発行「積算資料電子版」、「季刊土木施工単価電子書籍」により、単価を設定したもので、個別特別調査による単価は、建設単価表及び物価資料に記載がない場合に市場取引価格の実態調査を実施し、その結果を基に算定した単価であり、見積り価格は、建設単価表及び物価資料に記載がなく、個別特別調査が不可能な場合に、製造業者・専門工事業者等からの見積りを参考に定める単価となる。

これらの単価及び価格は、一般的な公共建設工事の算定にいずれも必要不可欠のものである。

#### イ 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、理由付記について違法である旨を、また、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」「(担当者の) 氏名」(代表者の氏名は除く)「(担当者の) 印影」「(担当者の) メールアドレス」「県職員のメールアドレス」については開示を求めない旨を主張している。

よって、本件審査請求の対象となる部分は、法人の名称、所在地、連絡先及びその他法人に関する情報として不開示とした部分であると解されるため、以下当該部分が不開示情報に該当する理由及び当該部分を不開示とした理由付記の適法性について述べる。

なお、本件行政文書一部開示決定において、県職員のメールアドレスは不開示としていない。

#### ウ 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書において、法人の名称、所在地、連絡先及びその他法人に関する情報として不開示とした部分には、法人及び担当部署の名称、所在地、連絡先、URL、ロゴマーク、建設業許可番号、事業内容に係る部分、代表者の氏名及び役職等といった法人の特定につながる情報が記載されている。

一般的に、見積書は、その作成した法人が当該見積項目に対し、要求される仕様・性能を判断し、必要な費用の計上について検討を行ったうえで算定するものであり、法人独自のノウハウに基づき作成されるもの

で、予定価格を算定するために使用される見積書は、法人の任意の協力の下に提出されたものである。

また、本件公共建設工事は予定価格を公表していることを踏まえ、本件行政文書一部開示決定においては見積金額、見積内容等は開示している。

そのため、どの法人がどのような見積もりを行ったのかを公にすれば、当該法人のノウハウや内部管理情報を開示することとなる。また、見積項目について各法人が横並びにされたときに、各法人の得意不得意が明らかになり、今後の営業活動等に影響を及ぼすなど、競争上不利な立場に立たされる可能性も否定できないと考えられる。

よって、法人の特定につながる情報を公にすることは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本件不開示部分は条例第7条第3号イに該当する。

エ 本件行政文書一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における開示をしない部分及びその理由は、単に開示をしない部分及び条例第7条第3号イの規定をそのまま記載したのみであることから、愛知県行政手続条例(平成7年愛知県条例第28号)の規定に違反しており、不当な処分である旨を主張している。

このことについて、本件行政文書一部開示決定通知書には、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由についても記載されており、本件不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであることから、理由付記は適法に行われている。

オ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、見積依頼書又は提出された見積書に開示請求時の取扱い等が記載されていない場合、条例第15条に基づく意見書提出の機会の付与が必要であり、当該手続きがなされていない場合は不当な処分である旨を主張している。

このことについて、確かに本件行政文書一部開示決定に当たっては、条例第15条第1項に基づき、見積書を提出した事業者に対する意見書の提出は求めている。しかし、条例第15条第1項では「意見書を提出する機会を与えることができる」と規定されており、機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものである。また、条例第15条第1項の趣旨は、その情報が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを適正に判断するためのものであるところ、本件不開示部分は、意見書提出の機会を与えるまでもなく、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当すると判断したものであることから、本件行政文書一部開示

決定は適法に行われている。

(2) 意見書における主張

実施機関の意見書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 理由の提示の不備について

審査請求人は前記 2(2)イ(ア)で「処分庁は、今回の処分通知には明らかに理由の提示に不備があると認識し、弁明書で本件処分の理由の提示がなされたものと思われる。理由の提示に不備がなければ、このような提示は不要であったはずである。」等と主張している。

この点に関して、弁明書では決定通知書の記載よりも詳細な不開示理由等を記載しているが、本件行政文書一部開示決定通知書における理由付記が、本件不開示部分が条例第 7 条第 3 号イに該当することの根拠を了知し得るものであり、適法であることは、前記(1)エに記載したとおりであり、十分なものである。

イ 条例第 7 条第 3 号イの該当性について

審査請求人は前記 2(2)イ(イ)b(a)及び(b)で本件不開示部分を公にした場合の有益な点を列挙しており、これは、条例第 7 条第 3 号ただし書に関する主張と解される。

条例第 7 条第 3 号ただし書に該当するか否かは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量することにより判断すべきと解される。

この考え方に基づき検討したが、審査請求人が有益な点として主張する内容は、いずれも抽象的な内容に留まり、本件不開示部分を開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益が、不開示とすることにより保護される法人の利益を上回るとは認められない。

したがって、本件不開示部分は、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当しない。

ウ 条例第 15 条の該当性について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件行政文書のうち依頼先から提出された見積書が、著作権法で規定する未公表の著作物に該当し、開示に同意しない旨の意思表示がない場合は、著作権法及び情報公開法の各規定を踏まえ開示又は条例第 15 条に基づき第三者に意思確認を行ったうえで開示・不開示を判断すべきであった旨を主張していると解される。

しかし、見積書が著作権法第 2 条第 1 項に規定する著作物に該当するか否かに関わらず、本件不開示部分は見積書以外も含めて、条例第 7 条第 3 号イの不開示情報に該当すると判断したものであり、その該当性は前記(1)ウに記載したとおりであり、意見書提出の機会の要否に関しては前記(1)オに記載したとおりである。

エ 以上のことから、本件一部開示決定は適法に行われている。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、別表1の1欄から3欄までに掲げる公共建設工事の予定価格を算定するために使用する歩掛の根拠とするため、見積書の提出を事業者を求める際の依頼書、依頼先の事業者から提出された見積書及び当該見積書の内容を整理した資料である。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

### (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、本件一部開示決定の取消しを求める旨を主張している。一方で、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」「(担当者の)氏名」(代表者の氏名は除く)「(担当者の)印影」「(担当者の)メールアドレス」は不開示であること及びその理由付記について異議はない旨を主張している。

したがって、本件一部開示決定において不開示とした部分のうち当該部分を除いた、本件不開示部分の条例第7条第3号イ該当性及び理由付記の適法性について、以下検討する。

### (3) 条例第7条第3号イ該当性について

実施機関によれば、見積書は法人独自のノウハウに基づき作成されるものであるところ、本件不開示部分は、見積書を作成した法人の特定につながる情報であり、本件一部開示決定においては、予定価格を公表していることを踏まえ見積金額、見積内容等は開示していることから、どの法人がどのような見積もりを行ったのかを公にすれば、当該法人のノウハウや内部管理情報を開示することとなるとのことである。また、見積項目について各法人が横並びにされたときに、各法人の得意不得意が明らかになり、今後の営業活動等に影響を及ぼすなど、競争上不利な立場に立たされる可能性も否定できないことから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、反論書及び意見書において、本件不開示部分を公にした場合の有益な点を示したうえで法人の正当な利益を害するおそれがない旨を主張し、また、見積内容は処分庁により示されていることから、本件不開示部分を公にしたとしても、法人の得意不得意が明らかになるとはいえない旨を主張する。

当審査会において実施機関に確認したところ、工事設計書を作成するために必要な歩掛のうち、汎用性のない特殊なものは、専門業者から徴取した見積書を参考にしており、歩掛は法人の経験や使用する機械の違いで異

なるため、法人のノウハウに当たるとのことである。そして、専門業者から徴取した見積書の内容を横並びにしたときに、各法人の価格設定や人工の構成等が分かることで、法人の得意不得意が分かるとのことである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、これらの部分には、実施機関の主張するとおり、法人の特定につながる情報が記載されていた。一般に、見積書は、法人独自のノウハウに基づき作成されるものであり、本件一部開示決定においては見積金額、見積内容は開示されていることからすれば、本件不開示部分を公にすることにより、見積書を提出した法人が、競合他社との競争上劣後するおそれや顧客との価格交渉において不利に働くおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

当審査会において本件一部開示決定通知書を確認したところ、別表2の1欄及び2欄のとおり、開示しないこととした根拠規定のみならず、開示しないこととした部分及びその理由が、審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定の理由付記に不備があるとは認められず、適法に行われている。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、見積依頼先から提出された見積書は未公表著作物に該当し、見積書の著作者が開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合は条例に基づく開示に同意したものとみなされることから、条例第15条第1項は任意的意見聴取の規定であるものの、同条第2項の趣旨を踏まえると、実施機関が条例第15条第1項に基づく第三者に対する意見書提出の機会を見積者に付与せず本件不開示部分を不開示としたことが、著作権法と情報公開条例との間の調整措置を踏まえておらず、違法又は不当な処分である旨を主張している。

この点、実施機関によれば、本件不開示部分は、意見書提出の機会を与えるまでもなく、条例第7条第3号イに規定する不開示情報に該当すると判断したものであることから、本件行政文書一部開示決定は適法に行われているとのことである。

当審査会において検討したところ、条例第15条第1項の趣旨は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、その情報が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを適正に判断するため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。また、第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものであり、実施機関は、開示決定等を行うに際し、第三者の意見を参考にしているものだが、その意見に拘束

されるものではない。

本件不開示部分は、提出された見積書が著作権法で規定する著作物であるか否かに関わらず、前記(3)のとおり条例第7条第3号イに規定する不開示情報に該当することから、第三者へ意見書提出の機会を付与せず、本件一部開示決定を行った実施機関の判断に誤りがあるものとは認められない。

イ 本件不開示部分の条例第7条第3号イ該当性については前記(3)において述べたとおりであり、また、理由付記の適法性については前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

別表1の1欄から3欄までに記載した工事の工事設計図書(当初)について、その予定価格を算定するために使用された同表の4欄に掲げる書類を各一式

別表1

1 工事の名称	2 路線等の名称	3 工事または納入場所	4 内訳
通常砂防工事（防災・安全）（R3 国補正）	西の平井 西沢	知多郡南知多町大字豊浜地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
急傾斜地崩壊対策工事（防災・安全）（重点）	柴井区域	知多郡南知多町大字内海地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
橋りょう整備工事中小河川改良工事（住宅）合併工事（信濃橋 R4）	一般国道155号（信濃橋）二級河川信濃川	東海市養父町地内始め	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
中小河川改良工事（防災安全・緊急対策）（神戸川水門13号工）（ICT簡易・週休2日）（R3 国補正）	二級河川神戸川水系神戸川	半田市新浜町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
道路改良工事（常-36）（週休2日・環境整備・R4 国補正）	一般国道247号（西知多道路）	常滑市金山地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
道路改良事業一般国道247号常滑ジャンクション（仮称）下部工事（常-47）（週休2日・環境整備・R4 国補正）	一般国道247号（西知多道路）	常滑市字運内地内始め	資機材の単価見積の依頼書
			積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書
			依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料

1 工事の名称	2 路線等の名称	3 工事または納入場所	4 内訳
道路改良工事（知-13） （週休 2 日・環境整備・R4 国補正）	一般国道 247 号（西 知 多 道 路）	知多市旭地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
街路改良工事（交付金） （その 1）（週休 2 日）	3・3・18 大府東浦 線	大府市森岡町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
歩道設置工事（交付金） （週休 2 日）（武豊小鈴 谷 R5）	主要地方 道武豊小 鈴谷線	知多郡武豊町字道 埼地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
中小河川改良工事（防 災安全・緊急対策）（大 T04 補-1）（週休 2 日） （R4 国補正）	二級河川 大田川水 系大田川	東海市大田町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
橋梁補修工事（横須賀 跨道橋 R5）（週休 2 日） （R4 国補正）	一般国道 155 号（横 須賀跨道 橋）	東海市元浜町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
道路橋りょう改築工事 （R247R5）（週休 2 日）	一般国道 247 号	半田市亀崎町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
橋梁補修工事（1 号工） （R4 国補正）（環境整 備・週休 2 日・余裕期 間）	（主）豊 田一色線 （大林高 架橋）	豊田市大林町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
道路改良工事（ICT 簡 易・週休 2 日）	（一）加 茂川志賀 線	豊田市桂野町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
中小河川改良工事（交 付金）（2 号工）（ICT 簡 易・週休 2 日）（R4 国 補正）	二級河川 逢妻男川	豊田市竹町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料

1 工事の名称	2 路線等の名称	3 工事または納入場所	4 内訳
中小河川改良工事（交付金）（3号工）（週休2日）（R4国補正）	二級河川 逢妻男川	豊田市広田町地内 始め	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
道路改良工事（1号工） （ICT簡易・週休2日・環境整備）	（国）301号（松平BP）	豊田市大内町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
橋梁補修工事（2号工） （週休2日）	（主）瑞浪大野瀬線（大野瀬橋）	豊田市大野瀬町地内	資機材の単価見積の依頼書
			依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
急傾斜地崩壊対策工事（防安・重点）（ICT希望・週休2日）	宮下区域	豊田市上高町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
急傾斜地崩壊対策工事（防安）緊急防災対策砂防工事合併工事（ICT簡易・週休2日）	日面（3）区域・日面	豊田市中金町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
現年災害復旧工事（5年災害511号）（道路災）道路災害防止工事合併工事（週休2日）	（一）久木中金線	豊田市井ノ口町地内	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
現年災害復旧工事（5年災害25号・第30号）（河川災）緊急防災対策河川工事合併工事	一級河川 巴川	豊田市中垣内地内 始め	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
歩道設置工事（交付金・単県）合併工事（週休2日）	（一）和合豊田線	みよし市打越町地内 始め	依頼先から提出された見積書
			提出された見積書を整理した資料
通常砂防工事（防安） （週休2日）	西口沢	豊田市大沼町地内	依頼先から提出された見積書

1 工事の名称	2 路線等の名称	3 工事または納入場所	4 内訳
			提出された見積書を整理した資料

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	3 審査請求の対象となった部分
個人の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
法人の名称、所在地、連絡先及び印影、その他法人に関する情報	条例第 7 条第 3 号イに該当法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	法人の名称、所在地、連絡先及びその他法人に関する情報

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 7 . 30	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 8 . 14	審査請求人から令和6年8月9日付け意見書を受理
6 . 8 . 20	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 10 . 16	審査請求人から令和6年10月11日付け意見書を受理
6 . 11 . 11	審査請求人から令和6年11月7日付け意見書を受理
6 . 11 . 13	実施機関から意見書を受理
6 . 11 . 22	審査請求人から令和6年11月20日付け意見書を受理
6 . 12 . 26 (第698回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 1 . 28 (第700回審査会)	審議
7 . 2 . 26	答申